

労働基準局所管の分科会の審議状況（平成22年2月16日以降）

労働条件分科会

○22年3月3日

・「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)の一部改正等について議論

【労災保険部会】

○22年2月18日

・労働者派遣法等の一部を改正する法律案(労災保険法の一部改正関係)

・介護補償給付等の給付額の見直しに伴う関係省令改正案

・労働基準法施行規則別表第1の2(業務上の疾病の範囲)の改正

等について議論

○22年3月30日

・労働基準法施行規則別表第1の2(業務上の疾病の範囲)の改正について議論

勤労者生活分科会

【中小企業退職金共済部会】

○22年2月16日、3月2日

・平成22年度の付加退職金の支給率について議論

「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)の一部改正の概要

① 改正の趣旨

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、「休暇取得促進への支援措置」として、「労働時間等設定改善法に基づく『指針』を見直し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図る」ことが明記されたことを受けて改正するもの。

② 主な改正内容

事業主が講ずべき措置事項として、次の項目を追加

○ 労働時間等設定改善委員会等において年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を検討すること。

○ 取得率の目標設定を検討するとともに、計画的付与制度の活用を図る際、連続した休暇の取得促進に配慮すること。

※「計画的付与制度」とは、年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度のこと。

○ 2週間程度の連続した休暇の取得促進を図るに当たっては、当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるような制度の導入に向けて検討すること。

※ その他育児・介護休業法の一部改正に伴う改正などを行う。

③ 適用日

平成22年4月1日

※ ただし、育児・介護休業法の一部改正に伴う改正箇所は平成22年6月30日

労働者派遣法等の一部を改正する法律案の概要（労災保険法の一部改正関係）

改正の趣旨及び内容

1 趣旨

派遣労働者の災害補償について、派遣先の災害防止責任を労災保険制度においてより反映させるという観点から所要の見直しを行うものである。

2 改正の内容

(1) 派遣先の事業主等に対する報告、文書の提出又は出頭の命令

行政庁は、労働者派遣法に規定する派遣先の事業主及び船員職業安定法に規定する船員派遣の役務の提供を受ける者に対して、労災保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるものとする。

(2) 派遣先の事業場等への立入検査

行政庁は、労働者派遣法に規定する派遣先の事業の事業場及び船員は嫌悪役務の提供を受ける者の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

3 その他

罰則その他の所要の規定の整備を行うものとする。

施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

介護補償給付等の給付額の見直しに伴う関係省令の改正案の概要

改正趣旨及び内容

1 趣旨

労働災害により介護を要する状態となった労働者については、労働者災害補償保険法に基づき、介護に要した費用を介護(補償)給付として支給しているところである。今般、他制度の介護手当との均衡等を考慮して当該給付額に係る最高限度額及び最低保障額の見直しを行うものである。

また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)の規定に基づき支給する介護料においても上記と同様の見直しを行うものである。

2 改正の内容

(1)労働者災害補償保険法に基づく介護(補償)給付の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更すること。

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>104,730円</u> (104,960円)	<u>56,790円</u> (56,930円)
随時介護を要する者	<u>52,370円</u> (52,480円)	<u>28,400円</u> (28,470円)

※括弧書きは改正前の額。

(2)炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更すること。

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>104,730円</u> (104,960円)	<u>56,790円</u> (56,930円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>78,550円</u> (78,720円)	<u>42,590円</u> (42,700円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>52,370円</u> (52,480円)	<u>28,400円</u> (28,470円)

※括弧書きは改正前の額。

施行期日

平成22年4月1日

労働基準法施行規則別表第1の2の改正の概要

改正の趣旨及び内容

1 趣旨

労働基準法第75条第2項の規定に基づく業務上の疾病の範囲について、新たな医学的知見の公表等の状況、労働災害の発生状況等を踏まえ所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 対象業務等の見直し

- 上肢障害についての規定の整備
- 伝染性疾患の対象業務に介護の業務を追加

(2) 業務上の疾病の範囲の追加

以下の疾病を業務上の疾病の範囲に追加

- 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚
- 塩化ビニルにさらされる業務による肝細胞がん
- 電離放射線にさらされる業務による多発性骨髄腫・非ホジキンリンパ腫
- 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病
- 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病

施行期日

公布の日

平成22年度の付加退職金の支給率について

中小企業退職金共済制度における付加退職金の概要

【基本退職金と付加退職金】

中小企業退職金共済制度における退職金の額は、①と②の合計額とされている。

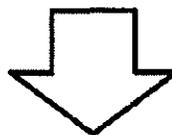
- ① 掛金月額と掛金納付月数に応じて確定的に算定される部分(基本退職金)
- ② 毎年度の運用収入等に対応して算定される部分(付加退職金)

【付加退職金の支給率の定め方】

このうち、②の付加退職金の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、当該年度の前年度末までに、運用収入の見込額等を勘案して労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとされている。

平成22年度の付加退職金の支給率

今年度は一定の当期利益が見込まれるものの、累積欠損金額(3,493億円(平成20年度末))が累積欠損金解消目標額を大きく下回っている今年度の状況においては、今年度生ずる利益については、全額を累積欠損金の解消に充てるのが適当。



平成22年度の付加退職金の支給率を0とする。